

長南町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 長南町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、長南町民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、長南町地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る協議を行うため設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送に関する事項
- (3) 連携計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 連携計画に基づく事業の実施に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長が指名するもの 1人
- (2) 公共交通事業者 5人
- (3) 道路管理者 1人
- (4) 茂原警察署長又はその指名する者 1人
- (5) 地域公共交通の利用者 9人
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 1人
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者 2人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き委員の互選によりこれを定める。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、その属する団体の代理者を出席させることができるものとし、代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(委員以外の者の出席等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第10条 協議会の事務は、総務課政策室において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 協議会の設立年度の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までと

する。

(長南町巡回バス運行検討委員会設置要綱の廃止)

3 長南町巡回バス運行検討委員会設置要綱は廃止する。